

調 査 計 画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査

2 調査の目的

本調査は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項に基づき定められた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成27年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に掲げられた食品ロスの発生状況の把握や、地方公共団体に対し地域における食品廃棄物の発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収等を促進する上で参考となる事項等の提示に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
市区町村

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

1,741（令和7年3月現在）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査事項一覧を参照）

食品廃棄物・食品ロスの発生状況

- ・市区町村内の家庭から排出された食品廃棄物の量に関する調査の実施状況
- ・市区町村内の家庭から排出された食品ロスの量に関する調査の実施状況 等

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

毎年3月31日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

環境省一都道府県一報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

- ・環境省から各都道府県に対して調査関係書類を電子メールで送付する。
- ・都道府県はその域内の報告者に対して調査関係書類を電子メールで送付し、電子メールにより調査票を回収し、環境省に電子メールで送付。

民間事業者への委託業務：調査の準備及び調査票の集計等（回答内容の確認、及び集計）

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年10月から11月

8 集計事項

- ・食品廃棄物の収集方法
- ・家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無
- ・食品廃棄物排出量の計算方法
- ・組成調査の実施方法
- ・調査対象の収集区分
- ・組成調査の調査方法
- ・家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無
- ・家庭から排出された食品ロス量の調査方法
- ・家庭から排出された食品ロス量の調査の対象
- ・家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

- ・家庭から排出された食品ロス量の回答自治体数
- ・家庭から排出された食品ロス量の計算方法

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)
- (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)
- (3) 公表の期日

調査実施年の翌年の5月末まで

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、市町村を対象とした調査であり、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 地域資源循環企画官

調査事項一覧

食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査

問 1

・食品廃棄物の収集方法（選択式）

1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。
2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集。
4. その他

問 2 - 1

・家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無（選択式）

1. 把握又は推計している(推計による把握を含む)
2. 把握及び推計していない

問 2 - 2

家庭から排出された食品廃棄物の総量とその計算方法【問 2 - 1 において 1. を選択した場合】

・家庭から排出された食品廃棄物の総量（トン/年）

・食品廃棄物の総量の計算方法（選択式）

1. 市区町村の全域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計
2. 市区町村の一部地域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計
3. 組成調査（ごみ袋開封調査、住民モニターによるごみ排出量の記録調査、ごみピットから歳出した試料のごみ質量分析等）のデータをもとに推計
4. その他（計算根拠）

・計算の対象範囲【計算方法において 1 又は 2 を選択した場合】

（含んでいる場合は選択欄に○を選択）

上記の総量は可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮しているか

問2-3.【問2-2の計算方法において3.を選択した場合】

・組成調査の対象の家庭系・事業系の別（選択式）

1. 家庭系ごみのみ実施（事業系は実施していない）
2. 家庭系ごみと事業系ごみを別々に実施
3. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて実施
4. その他

・家庭系ごみの調査対象の収集区分（複数回答）

1. 可燃ごみ
2. 不燃ごみ
3. 混合ごみ
4. 資源ごみ
5. その他ごみ

・家庭系ごみの組成調査の調査方法（複数回答）

1. ごみ袋の開封調査
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告
3. ごみピットから採取した試料のごみ質分析
4. その他

問3-1.

家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無（選択式）

1. 調査を実施している
2. 調査を実施していない

問3-2.【問3-1において1.を選択した場合】

・家庭から排出された食品ロス量の調査方法（選択式）

1. ごみ袋の開封調査
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告
3. その他

・調査対象【食品ロスの内訳】（複数回答）

1. 直接廃棄
2. 過剰除去
3. 食べ残し

・調査結果（自由記載）

・調査の実施回数（回/年）

・ 1回あたりのサンプル量【ごみ袋の開封調査の場合のみ】（単位選択式①kg②世帯）

・ 「直接廃棄」の対象範囲【調査対象に「直接廃棄」を含む場合のみ】（選択式）

1. 購入後、“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている

2. 上記に加え、購入後“一部、手がつけられているもの”も直接廃棄としている

問4-1. 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無（選択式）

1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している

2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない

問4-2. 【問4-1において1.を選択した場合】家庭から排出された食品ロス量、食品ロス量の計算根拠（選択式）

・ 家庭から排出された食品ロスの量（トン/年）

・ うち、直接廃棄の量（トン/年）

・ うち、過剰除去の量（トン/年）

・ うち、食べ残しの量（トン/年）

・ 計算根拠